

第160回 定時株主総会招集ご通知

開催日時：2021年6月24日（木曜日）

午前10時

開催場所：新潟市中央区万代五丁目11番20号

ANAクラウンプラザホテル新潟

2階 芙蓉の間

【新型コロナウイルス感染拡大防止に関するお願い】

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当日のご来場を見合わせることをご検討いただき、議決権の行使につきましては、可能な限り議決権行使書の郵送による事前行使をお願い申し上げます。

なお、お土産につきましては、接触による感染防止のため、配布を中止させていただきます。

その他の対応につきましては、本招集ご通知の2ページ又は当社ウェブサイトにてご確認ください。

<https://www.rinko.co.jp>

目 次

第160回 定時株主総会招集ご通知…	1
事業報告……………	3
連結計算書類……………	26
計算書類……………	29
監査報告……………	32
株主総会参考書類……………	38

議 案

議案 取締役1名選任の件……	38
----------------	----

株式会社リンコーコーポレーション

証券コード：9355

(証券コード：9355)

2021年6月8日

株 主 各 位

新潟市中央区万代五丁目11番30号

株式会社リンコーコーポレーション

取締役社長 南 波 秀 憲

第160回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第160回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大の状況を踏まえまして、株主の皆様におかれましては、感染拡大防止のため、当日のご来場を見合わせることをご検討いただき、議決権の行使につきましては、可能な限り議決権行使書の郵送による事前行使をお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月23日（水曜日）午後5時までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月24日（木曜日）午前10時

2. 場 所 新潟市中央区万代五丁目11番20号
ANAクラウンプラザホテル新潟 2階 芙蓉の間
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項

1. 第160期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第160期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

議案

取締役1名選任の件

以 上

(株主様へお願い)

新型コロナウイルスの感染拡大の状況を踏まえまして、株主の皆様におかれましては、感染拡大防止のため、当日のご来場を見合わせることをご検討いただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の際は、会場受付前にて株主様に検温を実施させていただきます。体温37.5度以上の方は、恐れ入りますがご出席をお断りさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

会場入口付近に、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。株主の皆様は、手指のアルコール消毒、マスク着用をお願い申し上げます。株主総会運営スタッフは、マスク着用で対応させていただきます。

以上の新型コロナウイルス感染防止策にご理解とご了承を賜り、総会ご出席の際にはお手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

お土産につきましては、接触による感染防止のため、配布を取りやめさせていただきます。

(インターネットによる開示)

次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

①連結計算書類の連結注記表

②計算書類の個別注記表

なお、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知の添付書類に記載の各書類の他、当社ウェブサイトに掲載しております連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表となります。

株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト <https://www.rinko.co.jp>

(添付書類)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の状況

① 事業の経過及び成果

当期におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により2020年4月に緊急事態宣言が発出された後、社会経済活動は大きな制約を受け、極めて厳しい状況で推移いたしました。

このような状況の下、当社企業グループの主要な事業拠点であります新潟港の貨物取扱量は前期比で減少し、当社企業グループの運輸部門の貨物取扱量も同様に前期比で減少いたしました。また、ホテル事業部門では、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、非常に厳しい状況となりました。

この結果、当期の当社企業グループの売上高は、141億9千6百万円（前期比15.5%の減収）、営業損失5億2千5百万円（前期は4億9千7百万円の営業利益）、経常損失3億8百万円（前期は5億2千1百万円の経常利益）となりました。また、特別損失としてホテル事業部門等の固定資産の減損損失8億9千2百万円を計上したことに加え、主に当社の繰延税金資産の取崩しの影響により法人税等調整額2億9千万円を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純損失は15億6千5百万円（前期は9千9百万円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

セグメント（部門別）の業績は次のとおりであります。

なお、セグメント売上高は、各セグメント間の内部売上高または振替高を含み、それらの合計は1億1千4百万円であります。各セグメント間の取引は、市場実勢価格に基づいており、セグメント利益は営業利益ベースの数値であります。

[運輸部門]

当社運輸部門と運輸系子会社4社を合わせた同部門の当期の船内取扱数量は、コンテナ貨物、一般貨物共に減少し、合計で前期比17.5%減少の516万6千トンとなりました。コンテナ貨物については、新型コロナウイルス禍での巣ごもり消費の影響もあり、日用雑貨品などの一部の輸入貨物の取扱いは堅調だったものの、アジア向けを中心とした輸出貨物の荷動きの回復は鈍く、コンテナ貨物全体では、前期比で11.5%減少いたしました。また、一般貨物についても、主要貨物である素材原料の取扱いが低調に推移し、前期比で26.4%減少いたしました。

この結果、同部門の売上高は96億5千7百万円（前期比6.8%の減収）となり、経費面では下払輸送費や燃料費等の変動費は減少したものの、労務コストや減価償却費等の固定費が負担となり、セグメント損失は1億9千7百万円（前期は1億2千6百万円の利益）となりました。

[不動産部門]

不動産賃貸では新規賃貸物件の取得により増収となったものの、不動産商品の販売において減収となり、同部門の売上高は3億1千5百万円（前期比8.2%の減収）、セグメント利益は1億9千4百万円（前期比1.2%の減益）となりました。

[機械販売部門]

部品販売は低調に推移したものの、建設機械の販売、整備が堅調に推移した結果、同部門の売上高は12億3千3百万円（前期比5.7%の減収）、セグメント利益は3百万円（前期は1千3百万円の損失）となりました。

[ホテル事業部門]

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、個人顧客の不要不急の外出自粛や法人顧客の宴会を控える状況が続く中、テイクアウトやデリバリーサービス等の外販に注力いたしましたが、業績を大きく改善するまでには至らず、政府によるGoToキャンペーンの効果も感染再拡大により一時的なものとなり、非常に厳しい状況が続きました。

この結果、ホテル2社を合わせた同部門の売上高は13億1千4百万円（前期比54.7%の減収）、セグメント損失は5億8千1百万円（前期は1億2千8百万円の利益）となりました。

[商品販売部門]

住宅資材に係る取引が前期に比べて減少したことなどから、同部門の売上高は15億円（前期比15.2%の減収）、セグメント利益は2千3百万円（前期比41.0%の減益）となりました。

[その他]

保険代理店業、産業廃棄物の処理業を合わせたその他の売上高は、2億9千万円（前期比6.9%の増収）、セグメント利益は3千1百万円（前期比57.3%の増益）となりました。

② 資金調達の状況

特に記載すべき事項はありません。

③ 設備投資の状況

当期において、運輸部門、ホテル事業部門を中心に2億5千万円の設備投資を実施しております。

運輸部門で、主に倉庫の設備改修や荷役設備の取得等により1億6千5百万円の設備投資を実施し、ホテル事業部門で、主にシステムの入替等により5千8百万円の設備投資を実施しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

当期については、特に記載すべき事項はありませんが、2021年4月26日付で、当社の連結子会社であった株式会社ホテル大佐渡の全株式をサンフロンティア佐渡株式会社及びサンフロンティアホテルマネジメント株式会社に譲渡いたしました。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

特に記載すべき事項はありません。

⑥ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

特に記載すべき事項はありません。

⑦ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特に記載すべき事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2017年度 第157期	2018年度 第158期	2019年度 第159期	2020年度 (当期) 第160期
売 上 高	16,151百万円	17,625百万円	16,803百万円	14,196百万円
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)	450百万円	794百万円	521百万円	△308百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社 株主に帰属する当期 純 損 失 (△)	445百万円	567百万円	99百万円	△1,565百万円
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	165円03銭	210円42銭	37円00銭	△580円46銭
総 資 産	35,664百万円	37,691百万円	37,436百万円	36,726百万円
純 資 産	15,040百万円	15,010百万円	14,724百万円	13,755百万円
1株当たり純資産	5,575円59銭	5,564円24銭	5,458円26銭	5,099円20銭

(注) 2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。2017年度(第157期)の期首に当該株式併合が行われたと仮定して「1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)」、「1株当たり純資産」を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 ホ テ ル 新 潟	100百万円	100.0%	ホ テ ル 業
株 式 会 社 ホ テ ル 大 佐 渡	100	100.0	ホ テ ル 業
新 光 港 運 株 式 会 社	40	100.0	港 湾 運 送 業
リ ン コ ー 運 輸 株 式 会 社	30	100.0	自 動 車 運 送 業
丸 肥 運 送 倉 庫 株 式 会 社	30	100.0	港 湾 運 送 業
株式会社ワイ・エス・トレーディング	10	100.0	通 関 業

(注) 2021年4月26日付で、株式会社ホテル大佐渡の全株式を譲渡いたしました。

③ その他

特に記載すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社企業グループは、「リンコーグループ経営理念」、「リンコーグループ行動規範」のもと、顧客・株主・社員とその家族・地域社会に信頼され、その全ての人々に貢献するため、社会的な規範と法令順守の浸透を図り、コーポレートガバナンスの充実により経営の透明性を目指し、持続的な成長と安定的な発展を実現して参ります。

また、2019年12月に「中期経営計画（2020年度～2022年度）」を策定し、2020年度をスタートいたしました。新型コロナウイルスの影響により、同計画で想定した事業環境が大きく変動したこと、2021年4月に連結子会社であった株式会社ホテル大佐渡の全株式を譲渡したことなどから、同計画の見直しを進めております。この新たな「中期経営計画（2022年度～2024年度）」（仮）の策定は、2021年度上期中を予定しております。

さらに、企業の長期的な成長のため、E S G（E：環境、S：社会、G：企業統治）に取り組むことが重要であり、当社企業グループもE S Gを意識した事業運営を行い、企業価値向上につながる以下の課題に取り組んで参ります。

① 収益の確保・増益に向けた取組み

当社企業グループの中核である運輸部門におきましては、厳しい事業環境の中でも収益を確保することが喫緊の課題であると認識しております。運輸部門における現場作業の内製化、トラック輸送の自社便の増加等を積極的に推進し、I T活用等による業務の改善により、コスト削減に取り組んで参ります。また、事業拠点である新潟港で長年積み上げてきた港湾荷役のノウハウや、一般・危険品倉庫等の豊富な倉庫群を最大限活用し、既存顧客の維持・取扱拡充と新規貨物の獲得を図って参ります。さらに、営業力を強化し、お客様の物流課題の改善につながる総合物流サービスを提供し、収益力の安定と向上を図って参ります。

ホテル事業部門については、2020年から新型コロナウイルス感染拡大の影響により、厳しい経営環境が続いておりますが、感染防止対策を徹底し、ホテルメイドのテイクアウト弁当、デリバリーサービス等の外販事業の強化、政府等の観光・飲食の需要喚起策を活かして、当ホテルをより一層ご利用いただけるよう取組んで参ります。

② 連結グループ間の連携強化と資産の有効活用の取組み

現在の厳しい事業環境が続く中では、連結グループ各社の単純な総和ではなく、一体化した相乗効果を発揮するため、グループ内の限られた経営資源を最大限活かす取組みが、益々重要であると認識しております。特に運輸部門においては、グループ全体で港湾作業、倉庫作業、トラック輸送を効率的に運営する体制作りを連携して進め、潜在している収益力の掘り起こし

の実現につなげて参ります。

③ 人材育成の取組み

少子高齢化が進む中、次世代を担う人材の育成は、今後の事業継続の上で重要課題の一つとして認識しております。人事諸制度の見直しを図り、職位階層別の教育、作業技能の習得、各種資格の取得等、社員教育を計画的に実施し、人材育成に継続的に取組んで参ります。

④ 職場環境の整備と安全衛生の取組み

当社企業グループにおきましては、現場作業における労働災害の撲滅と健康に配慮した職場環境の実現は経営の要と認識しております。労災ゼロを目指して、安全教育の徹底により、安全な職場環境の構築と維持に継続して取組み、さらに、働きやすい職場環境の維持の他、育児等を理由とした在宅勤務、女性社員が活躍できる職場環境の拡大に努めて参ります。また、新型コロナウイルスの感染防止のため、「新型コロナウイルスへの対応ガイドライン」を策定し、日常生活における感染予防の徹底、テレワークや適時PCR検査の実施、事務所内や現場作業時の感染リスクの低減に取り組んでおります。今後も社員が安全に働けるよう、感染予防を徹底して参ります。

⑤ 財務基盤の安定に向けた取組み

当社企業グループでは、安定した財務基盤の構築に向けて取組んでおりますが、2020年度における連結の借入金残高は121億円となり、前期比で微減に留まりました。これは、新型コロナウイルスの影響により、ホテル事業部門の営業活動によるキャッシュ・フローが減少したことが主な要因であります。

今後も財務基盤の安定維持のため、連結の経営資源を最大限活かして、利益を安定して生み出し、内部留保の増加による自己資本の充実を図ります。また、当社によるグループ全体の効率的な運転資金の一元管理を継続し、営業活動から稼得するキャッシュ・フローも勘案して適切な規模の資金調達を行い、借入金残高の抑制を図ります。

⑥ コンプライアンス・内部統制強化の取組み

当社企業グループは、日頃からコンプライアンス意識を高く持って業務に当たることが重要であると認識しております。社員に対するコンプライアンス研修を定期的実施するとともに法令違反や企業倫理違反、ハラスメントを早期に発見するため啓蒙活動の他、内部通報制度に関する社内体制の強化も行っております。また、適切な業務遂行のため、内部監査の指摘事項に対応した内部統制の強化策を実施し、その内部統制の運用が各部署で適正に行われているか確認して、グループ全体でリスク管理を遂行しております。

⑦ 環境保全への取組み

環境保全への取組みは、当社企業グループの重要な経営課題と捉えております。また国連で採択されたSDGs（持続可能な開発目標）のなかの大きな柱である「環境保護」の取組みにもつながると認識しております。

当社企業グループでは、海洋環境の保全及び近隣住民に配慮した港湾荷役作業の実施、輸送車両のアイドリングストップ、倉庫内の電動フォークリフトの使用等により環境負荷の低減に努めております。また、木材リサイクル事業を通じた廃材資源の利活用も継続して取組み、環境保全に配慮した事業活動を推進して参ります。さらに、新潟県が表明しているカーボンニュートラルに関する各種協議会等に参加し脱炭素社会の実現に向け協力して参ります。

⑧ 臨港地区(臨港埠頭)有効活用の取組み

臨港埠頭地区全体の有効活用は、当社企業グループにおきまして重要課題として認識しており、社内に設けた「臨港地区(埠頭)将来構想検討委員会」で検討を継続しております。

一方、新潟港の目指すべき将来像とその実現のため、臨港地区がどのような役割を担うことが可能か、関係行政機関と連携・協議を継続しており、それを踏まえた上で、臨港地区の将来構想を策定して参ります。

(5) **主要な事業内容**（2021年3月31日現在）

① 運輸部門

日本海側の総合的拠点港である新潟港は日本唯一の私有港湾施設である臨港埠頭を含む新潟西港と新潟東港があり、当社企業グループは東西の新潟港において入出港船舶の貨物揚積荷役作業及び沿岸荷役作業、船舶代理店業、通関業、倉庫業ならびに貨物自動車運送事業、日本海側拠点港である直江津港における船舶代理店業及び通関業務、横浜港における通関業務等を行っており、これら港湾運送事業を主体とする運輸部門は、当社企業グループの主力事業となっております。

② 不動産部門

土地・建物の売買、仲介、保有土地を活用した不動産賃貸業等を行っております。

③ 機械販売部門

建設機械をはじめとする各種機械の販売、修理等を行っております。

④ ホテル事業部門

都市型コンベンションホテルとして機能するANAクラウンプラザホテル新潟（新潟市中央区万代五丁目）、佐渡島の景勝地春日崎の高台に建つホテル大佐渡（佐渡市相川鹿伏）の両ホテルを経営しております。なお、2021年4月26日付で、株式会社ホテル大佐渡の全株式を譲渡いたしました。

⑤ 商品販売部門

セメント・建設資材、パレット等の物流資材、オフィス用品等の販売、中国・台湾を主な地域とした貿易代行業務を行っております。

⑥ その他

損害保険をはじめとする保険代理店業、木材リサイクルを中心とする産業廃棄物処理業を営んでおります。

(6) 主要な営業所及び工場（2021年3月31日現在）

① 当社の主要な事業所

名	称	所	在	地
本	社	新潟市中央区万代五丁目		
東	港 支 社	新潟県北蒲原郡聖籠町東港三丁目		
東	京 支 社	東京都港区芝公園一丁目		
臨	港 支 店	新潟市東区臨港町二丁目		

② 子会社

名	称	所	在	地
株 式 会 社	ホ テ ル 新 潟	新潟市中央区万代五丁目		
株 式 会 社	ホ テ ル 大 佐 渡	新潟県佐渡市相川鹿伏		
新 光 港 運 株 式 会 社		新潟市東区臨港町二丁目		
リ ン コ ー 運 輸 株 式 会 社		新潟市東区船江町一丁目		
丸 肥 運 送 倉 庫 株 式 会 社		新潟市北区島見町		
株式会社ワイ・エス・トレーディング		横浜市中区本牧ふ頭		

（注）2021年4月26日付で、株式会社ホテル大佐渡の全株式を譲渡いたしました。

(7) 使用人の状況（2021年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使	用	人	数	前	期	末	比	増	減
			668名					5名増	

② 当社の使用人の状況

使	用	人	数	前	期	末	比	増	減	平	均	年	齢	平	均	勤	続	年	数
			365名					8名増					42.4歳						18.2年

(8) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	3,965百万円
株 式 会 社 第 四 北 越 銀 行	2,963
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	2,369
新 潟 県 信 用 農 業 協 同 組 合 連 合 会	676
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	675
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	675
株 式 会 社 秋 田 銀 行	445
株 式 会 社 大 光 銀 行	340

(注) 株式会社第四銀行と株式会社北越銀行は2021年1月1日付で合併し、商号を株式会社第四北越銀行に変更いたしました。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特に記載すべき事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2021年3月31日現在）

- | | |
|--------------|---------|
| ① 発行可能株式総数 | 9,600千株 |
| ② 発行済株式の総数 | 2,700千株 |
| ③ 株主数 | 688名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

株主名	持株数	持株比率
川崎汽船株式会社	653千株	24.2%
三井住友海上火災保険株式会社	137	5.1
株式会社みずほ銀行	134	5.0
みずほ信託銀行株式会社	134	5.0
株式会社第四北越銀行	134	5.0
公益財団法人福田育英会	120	4.5
J F E スチール株式会社	116	4.3
住友生命保険相互会社	94	3.5
日本海曳船株式会社	71	2.7
リンコーコーポレーション取引先持株会	67	2.5

（注）1. 持株比率は自己株式（2,440株）を控除して計算しております。

2. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。

3. 株式会社第四銀行と株式会社北越銀行は2021年1月1日付で合併し、商号を株式会社第四北越銀行に変更いたしました。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2021年3月31日現在）

代表取締役社長	南	波	秀	憲	経営全般
取締役	中	野	尚	栄	人事部・内部監査室・営業部・社長特命事項担当
取締役	鶴	巻	雅	人	運輸本部長、東港支社長 運輸統括室担当、労働問題統括
取締役	坂	牧	克	記	運輸副本部長、C Y 業務部・現業部・船舶業務部・ 臨港支店担当、労務問題担当
取締役	前	山	英	人	総務部・経理部担当
取締役	樋	口	幹	夫	機械営業部・環境事業部担当
取締役	本	間	常	悌	運輸副本部長、東京支社営業部・国際物流部管掌、 営業企画部・直江津支店担当
取締役	園	部	恭	也	
取締役	堀		敦	夫	
取締役	桐	生	和	男	
常任監査役	山	下	和	男	（常勤）
監査役	奥	村	一	郎	（常勤）
監査役	河	部		香	
監査役	伊	藤	敬	幹	

- (注) 1. 取締役 園部恭也氏、取締役 堀 敦夫氏及び取締役 桐生和男氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 奥村一郎氏、監査役 河部 香氏及び監査役 伊藤敬幹氏は、社外監査役であります。
3. 取締役 桐生和男氏及び監査役 伊藤敬幹氏につきましては、東京証券取引所に対し、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に規定される独立役員として届け出ております。
4. 監査役 伊藤敬幹氏は、北海道東北開発公庫及び株式会社日本政策投資銀行において、東北支店長を務める等、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当事業年度に係る役員の重要な兼職状況は、以下のとおりであります。
- なお、社外役員につきましては、後記の「⑤社外役員に関する事項」に記載しております。
- ・取締役 中野尚栄氏は、株式会社ホテル新潟の代表取締役を兼務しております。
 - ・取締役 本間常悌氏は、新光港運株式会社の代表取締役を兼務しております。

当社は、経営の効率性向上、意思決定の迅速化等を図るため、2016年4月1日より執行役員制度を導入しております。2021年4月1日現在の執行役員の構成は次のとおりであります。

社 長 執 行 役 員	南	波	秀	憲	経営全般
常 務 執 行 役 員	中	野	尚	栄	人事部管掌・内部監査室・営業部・社長特命事項担当
常 務 執 行 役 員	鶴	巻	雅	人	運輸本部長、東港支社長 運輸統括室担当、労務問題統括
常 務 執 行 役 員	坂	牧	克	記	運輸副本部長、現業部管掌、C Y 業務部・船舶業務部・臨港支店担当、労務問題担当
常 務 執 行 役 員	前	山	英	人	総務部・経理部担当
常 務 執 行 役 員	樋	口	幹	夫	機械営業部・環境事業部担当
常 務 執 行 役 員	本	間	常	悌	運輸副本部長、営業企画部・東京支社営業部管掌、国際物流部・直江津支店担当
常 務 執 行 役 員	廣	井	敏	裕	東京支社長、東京支社営業部担当
執 行 役 員	信	田	拓	志	人事部長
執 行 役 員	鷲	尾	峰	之	営業企画部長
執 行 役 員	須	田	裕	之	現業部長

② 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項に基づき、社外取締役 園部恭也氏、堀 敦夫氏、桐生和男氏及び社外監査役 奥村一郎氏、河部 香氏、伊藤敬幹氏は、当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当該保険により被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって負担することになる損害賠償金、訴訟費用等の損害を填補することとしております。当該役員等賠償責任保険の被保険者は、当社及び子会社の取締役、監査役であり、その保険料は全額当社及び子会社が負担しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 (う ち 社 外 取 締 役)	11名 (4)	113,880千円 (10,080)
監 (う ち 社 外 監 査 役)	4 (3)	37,920 (21,120)
合 (う ち 社 外 役 員 計)	15 (7)	151,800 (31,200)

(注) 1. 上記には、2020年6月25日開催の第159回定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名を含んでおります。

2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

ロ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の役員の報酬等については、2007年6月22日開催の第146回定時株主総会において、「取締役の報酬等の総額を年額200,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、監査役の報酬等の総額を年額50,000千円以内」とする基準が承認可決されております。

なお、当該株主総会終結時点の取締役の員数は13名（うち社外取締役2名）、監査役の員数は4名（うち社外監査役3名）です。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a.基本方針

当社の取締役の報酬は、2007年6月22日開催の第146回定時株主総会において承認可決の「取締役の報酬等の総額を年額200,000千円以内」とする基準に則り、経営内容、経済情勢等を勘案して決定するものとし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各取締役の職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、各取締役の報酬は基本報酬のみを支払うこととする。

b.基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、原則として月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

c.取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額とする。

二. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長南波秀憲が取締役の個人別の報酬等の具体的内容を決定しております。権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからです。また、当事業年度に係る取締役の報酬等の総額は、支給人員11名（うち社外取締役4名）に対し113,880千円であり、株主総会決議の基準に則り決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役 園部恭也氏は、川崎汽船株式会社の取締役専務執行役員を兼務しております。当社は同社の持分法適用の関連会社ですが、当社と同社の間に重要な取引関係はありません。また、同氏は、飛島コンテナ埠頭株式会社の社外取締役を兼務しております。当社と同社との間に特別の関係はありません。
- ・取締役 堀 敦夫氏は、2021年3月31日までJ F E スチール株式会社の理事、関連企業部長を兼務しておりましたが、2021年4月1日付でJ F E ミネラル株式会社に移籍し同社の取締役に就任しております。当社と両社の間に重要な取引関係はありません。

- ・取締役 桐生和男氏は、株式会社N S Gリアルエステートデベロップメント（旧社名 株式会社 I T Pホールディングス）の顧問を兼務しております。当社と同社の間に重要な取引関係はありません。
- ・監査役 奥村一郎氏は、日本鋳鉄管株式会社の社外取締役を兼務しております。当社と同社の間に重要な取引関係はありません。
- ・監査役 伊藤敬幹氏は、新むつ小川原株式会社の監査役を兼務しております。当社と同社の間に重要な取引関係はありません。また、同氏は、一般財団法人北海道東北地域経済総合研究所の理事長を兼務しております。当社と同一般財団法人との間に特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役 園部恭也氏は、取締役就任後、当事業年度開催の取締役会10回のうち10回に出席し、海運業の経営に関する豊富な知識と経験を活かした客観的かつ中立的立場から、当社が期待する適切な発言・提言を行っております。
- ・取締役 堀 敦夫氏は、当事業年度開催の取締役会12回のうち12回に出席し、製鉄業に関する豊富な知識と経験を活かした客観的かつ中立的立場から、当社が期待する適切な発言・提言を行っております。
- ・取締役 桐生和男氏は、当事業年度開催の取締役会12回のうち12回に出席し、コンテナターミナル業務に精通した知識と新潟県の要職を歴任された豊富な経験を活かした客観的かつ中立的立場から、また、「独立役員」として一般株主の利益への配慮に基づき、当社が期待する適切な発言・提言を行っております。
- ・監査役 奥村一郎氏は、当事業年度開催の取締役会12回のうち12回、監査役会9回のうち9回に出席し、鉄鋼・建設業に関する豊富な知識と経験を活かして、適切な発言・提言を行っております。
- ・監査役 河部 香氏は、当事業年度開催の取締役会12回のうち12回、監査役会9回のうち9回に出席し、造船業における豊富な知識と経験を活かして、適切な発言・提言を行っております。
- ・監査役 伊藤敬幹氏は、当事業年度開催の取締役会12回のうち12回、監査役会9回のうち9回に出席し、金融業及び財務・会計に関する豊富な知識と幅広い経験を活かし、また、「独立役員」として一般株主の利益への配慮に基づく適切な発言・提言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28,900千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,900

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区別できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。
また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、その事実に基づき会計監査人を解任する方針です。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務ならびに当社企業集団の業務の適正を確保するための体制についての取締役会決議の概要及び運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

[取締役会決議の概要]

- イ. 「リンコーグループ経営理念」、「リンコーグループ行動規範」を策定し、社会的な規範と法令順守の浸透を図ります。
- ロ. 業務執行規則及び決裁規則・決裁基準を策定し、使用人の権限、機能、役割を明確に規定します。
- ハ. 内部通報制度規程を基に法令違反、社員行動規範・経営理念に違反する行為に関する相談窓口を設け、コンプライアンス経営を強化します。
- ニ. 総務部が当社及びグループ各社の法令順守・環境保全・危機管理の総合管理を行います。
- ホ. 人事部が安全・保健衛生の総合管理及び改善指導を行います。
- ヘ. 内部監査室が内部監査部門として内部監査を実施します。

[運用状況の概要]

イ. について

当社は、顧客・株主・社員とその家族・地域社会に信頼され、その全ての人々に貢献する企業集団を目指すこと等を謳った「リンコーグループ経営理念」、社会のルールやモラルに則った行動を行うこと等を謳った「リンコーグループ行動規範」を全社に示したうえ、「リンコーコーポレーション企業理念」（「私たちは お客様の心を大切にし 未来を見つめ 新しい社会 豊かな人間環境を創造する企業をめざします」）のもと、法令及び社会規範順守の精神の浸透に努めております。

また、東京証券取引所が会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため上場会社を対象に対応を求める「コーポレートガバナンス・コード」の趣旨・精神の理解に努め、取締役会において当社の状況を確認し、方針等を検討し決議のうえ、開示すべき内容については適切に開示して業務の適正を確保するための体制整備に取り組んでおります。

ロ. について

業務執行規則に会社の組織、職制及び職務分掌を定め、決裁規則・決裁基準により重要事項の決裁基準を明らかにし、適正かつ円滑な業務の遂行に努めております。

ハ. について

内部相談窓口に加え顧問弁護士を外部窓口とする内部通報制度（リンコーホットライン）を制定し、継続的な制度周知と通報しやすい環境を整備することにより、コンプライアンス経営の強化に努めております。

ニ. について

総務部は顧問弁護士等の専門家とも連携し、当社及びグループ各社の法令順守・環境保全・危機管理の総合管理を担っております。

ホ. について

人事部は産業カウンセラー等の専門家とも連携し、当社及びグループ各社の安全・保健衛生の総合管理及び改善指導を担っております。

ヘ. について

内部監査室は監査役・会計監査人とも密に意見交換のうえ、当社及びグループ各社の内部監査を実施しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

[取締役会決議の概要]

文書管理規程、決裁規則に則り、取締役会、決裁書等の取締役の職務に係る情報を記録・保存し、必要に応じて取締役、監査役等が閲覧できる体制とします。

[運用状況の概要]

決議のとおり実施しております。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

[取締役会決議の概要]

リスクの把握と評価、リスクへの対応方針を検討する組織として「リスク評価委員会」を、危機管理組織として代表取締役を委員長とする「危機管理委員会」を設置し、危機管理体制を構築します。また、当社及びグループ各社のコンプライアンス推進を図るため、「コンプライアンス委員会」を設置します。

[運用状況の概要]

リンコーグループ危機管理基本規程に基づき、体制の整備を行い、平時においても定期的に各委員会を開催しております。なお、当事業年度においては、コンプライアンス意識の更なる向上を図るため、代表取締役を委員長とする「コンプライアンス委員会」を立ち上げ、法令・規則規程・その他の社会的規範を遵守する企業風土の醸成に努めております。

④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

[取締役会決議の概要]

- イ. 代表取締役社長は、毎年、取締役会に「経営の基本課題」を示し、承認を得た上でグループ全体に明示し、各取締役・事業部門・関係会社はその課題の克服に努めます。
- ロ. 内部監査部門は、当社の各部門及び全ての子会社の職務執行が各種法令ならびに会社の規則、規程に則していることを確認するため内部監査を実施し、その結果を取締役に報告するものとします。

[運用状況の概要]

イ. について

取締役会における経営の意思決定に基づき、業務執行が迅速かつ効率的に行われるように執行役員会を定期的開催し、経営課題の克服に取り組んでおります。

ロ. について

実施された内部監査の監査結果は、定期的にと取締役会に報告されております。

⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

[取締役会決議の概要]

- イ. 関係会社管理規則、関係会社決裁基準を定め、グループ経営の指針と関係会社の権限及び当社への承認事項・報告事項を明確にします。
- ロ. 関係会社に対して内部監査部門による内部監査を行います。

[運用状況の概要]

イ. について

決議のとおり関係会社管理規則、関係会社決裁基準を定め、グループ経営の指針と当社への承認事項・報告事項の明確化を図っております。

ロ. について

決議のとおり実施しております。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

[取締役会決議の概要]

監査役監査の実務を補助するため監査役室を設置し、専任の使用人を配置します。

[運用状況の概要]

監査役室に専任の使用人1名を配置しております。

- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

[取締役会決議の概要]

前号の使用人は、取締役の指揮命令は受けないものとし、人事については監査役と協議することとします。

[運用状況の概要]

決議のとおり実施しております。

- ⑧ 監査役への報告に関する体制

[取締役会決議の概要]

イ. 監査役は、取締役会等の重要会議に出席し、経営状況について報告を受ける体制とします。

ロ. 取締役及び使用人は「監査役が送付を受ける重要書類」に基づき、適宜業務の状況を監査役に報告し、監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うものとします。

ハ. 当社企業集団の業務の適正を脅かすおそれのある事実等を発見した、または当該事実等に係る報告を受けた当社及び子会社の役職員は、監査役に速やかに適切な報告を行うものとします。

[運用状況の概要]

イ. について

決議のとおり実施しております。

ロ. について

適切な報告が行われるよう当該決議方針の周知徹底に努めております。

ハ. について

当該決議方針の周知徹底に努めております。

- ⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

[取締役会決議の概要]

監査役に報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止します。

[運用状況の概要]

当社及び子会社の役職員に対する周知徹底に努めております。

⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

[取締役会決議の概要]

監査役が当社に対し、その職務の執行について生ずる費用の前払または償還の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

[運用状況の概要]

決議のとおり実施しております。

⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

[取締役会決議の概要]

代表取締役社長は、監査役会と定期的に会合をもち、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題について意見を交換し、併せて必要な要請を受けることとします。

[運用状況の概要]

決議のとおり実施しております。また、監査役会は、社外取締役が情報収集の強化を図ることができるよう、監査役と社外取締役との定期的な連携協議を行っております。

⑫ 反社会的勢力等の排除に関する事項

[取締役会決議の概要]

市民社会に脅威を与える反社会的勢力等には、毅然として対処し、一切関係を持ちません。

[運用状況の概要]

反社会的勢力等の排除に向けて日頃から警察機関及び顧問弁護士との連携を深めるとともに、新潟県企業対象暴力対策協議会に加盟する等して地域社会との連携を強め、反社会的勢力等排除の方針の徹底に努めております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

記載する事項はありません。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
1 流 動 資 産	4,123,487	1 流 動 負 債	7,830,580
現金及び預金	620,264	支払手形及び営業未払金	1,373,763
受取手形及び営業未収入金	2,908,932	電子記録債務	210,252
電子記録債権	266,207	短期借入金	2,400,000
商 品	83,134	1年内返済長期借入金	2,646,224
仕 掛 品	2,560	未払法人税等	40,368
原材料及び貯蔵品	49,782	リ ー ス 債 務	161,799
未収還付法人税等	15,465	賞 与 引 当 金	268,895
そ の 他	179,257	そ の 他	729,276
貸倒引当金	△2,119		
2 固 定 資 産	32,602,741	2 固 定 負 債	15,140,240
有 形 固 定 資 産	29,469,744	長期借入金	7,064,034
建物及び構築物	6,790,673	繰延税金負債	1,374,748
機械装置及び運搬具	282,624	再評価に係る繰延税金負債	4,873,955
土 地	21,941,778	リ ー ス 債 務	310,547
リ ー ス 資 産	322,353	資産除去債務	173,132
そ の 他	132,314	退職給付に係る負債	1,194,538
無 形 固 定 資 産	165,351	そ の 他	149,283
リ ー ス 資 産	128,947	負 債 の 部 計	22,970,821
そ の 他	36,404		
投資その他の資産	2,967,646	1 株 主 資 本	3,879,523
投資有価証券	2,620,103	資 本 金	1,950,000
繰延税金資産	98,751	資 本 剰 余 金	809,241
そ の 他	284,530	利 益 剰 余 金	1,127,391
貸倒引当金	△35,739	自 己 株 式	△7,108
合 計	36,726,229	2 その他の包括利益累計額	9,875,884
		その他有価証券評価差額金	576,885
		土地再評価差額金	9,408,991
		退職給付に係る調整累計額	△109,992
		純 資 産 の 部 計	13,755,408
		合 計	36,726,229

(注) 千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

招集
通知

事業
報告

連結
計算書類

計算
書類

監査
報告

株主
総会
参考
書類

連結損益計算書

(2020年 4 月 1 日から
2021年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		14,196,537
売上原価		13,434,781
売上総利益		761,755
販売費及び一般管理費		1,287,015
営業損失		525,259
営業外収益		
受取利息及び配当金	66,815	
助成金収入	215,902	
その他の	20,288	303,006
営業外費用		
支払利息	83,962	
その他の	2,286	86,248
経常損失		308,501
特別利益		
固定資産売却益	13,851	13,851
特別損失		
固定資産処分損	26,051	
投資有価証券評価損	441	
減損損失	892,651	919,144
税金等調整前当期純損失		1,213,794
法人税、住民税及び事業税	61,163	
法人税等調整額	290,886	352,050
当期純損失		1,565,844
親会社株主に帰属する当期純損失		1,565,844

(注) 千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年 4 月 1 日から
2021年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	1,950,000	809,241	2,776,581	△7,062	5,528,760
当連結会計年度変動額					
剰 余 金 の 配 当			△80,927		△80,927
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)			△1,565,844		△1,565,844
自 己 株 式 の 取 得				△46	△46
土地再評価差額金の取崩			△2,417		△2,417
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額 (純額)					
当連結会計年度変動額合計	－	－	△1,649,189	△46	△1,649,236
当連結会計年度末残高	1,950,000	809,241	1,127,391	△7,108	3,879,523

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	土 地 再 評 価 差 額 金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計	
当連結会計年度期首残高	134,302	9,406,573	△345,545	9,195,330	14,724,090
当連結会計年度変動額					
剰 余 金 の 配 当					△80,927
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)					△1,565,844
自 己 株 式 の 取 得					△46
土地再評価差額金の取崩					△2,417
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額 (純額)	442,582	2,417	235,553	680,554	680,554
当連結会計年度変動額合計	442,582	2,417	235,553	680,554	△968,682
当連結会計年度末残高	576,885	9,408,991	△109,992	9,875,884	13,755,408

(注) 千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告

株 主 総 会 参 考 書 類

貸 借 対 照 表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
1 流動資産	3,842,904	1 流 動 負 債	7,914,000
現金及び預金	468,713	支 払 手 形	66,547
受取手形	146,226	電 子 記 録 債 務	210,252
電子記録債権	266,207	営 業 未 払 金	1,041,639
営業未収入金	2,383,691	短 期 借 入 金	3,148,212
商品	81,992	1 年 内 返 済 長 期 借 入 金	2,646,224
仕掛品	2,560	未 払 金	12,058
原材料及び貯蔵品	14,321	未 払 費 用	137,648
前払費用	53,613	未 払 法 人 税 等	16,228
短期貸付金	364,606	未 払 一 ス 債 務	76,308
未収還付法人税等	6,406	前 預 受 り 金	63,467
その他	79,161	前 賞 与 引 当 金	181,954
貸倒引当金	△24,596	そ の 他	187,610
			125,849
2 固定資産	32,476,763	2 固 定 負 債	13,430,769
有形固定資産	25,618,268	長 期 借 入 金	7,064,034
建物	4,379,640	繰 上 税 金 負 債	1,430,407
構築物	720,834	再 評 価 に 係 る 繰 上 税 金 負 債	4,147,377
機械及び装置	156,363	リ 一 ス 債 務	162,112
船舶	23,185	退 職 給 付 引 当 金	513,270
車輛運搬具	12,016	そ の 他	113,566
什器備品	44,950		
土地	20,170,433	負 債 の 部 計	21,344,770
リース資産	110,843	1 株 主 資 本	5,872,275
無形固定資産	150,044	資 本 金	1,950,000
投資その他の資産	6,708,450	資 本 剰 余 金	805,369
投資有価証券	2,357,232	資 本 準 備 金	805,369
関係会社株式	4,116,574	利 益 剰 余 金	3,124,014
破産更生債権等	2,102	利 益 準 備 金	310,800
その他	253,017	の 他 利 益 剰 余 金	2,813,214
貸倒引当金	△20,477	不 動 産 圧 縮 積 立 金	6,606
		固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	834,661
		別 途 積 立 金	800,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	1,171,946
		自 己 株 式	△7,108
		2 評 価 ・ 換 算 差 額 等	9,102,621
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	564,530
		土 地 再 評 価 差 額 金	8,538,091
合 計	36,319,667	純 資 産 の 部 計	14,974,897
		合 計	36,319,667

(注) 千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2020年 4 月 1 日から)
(2021年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		11,694,374
売 上 原 価		10,854,096
売 上 総 利 益		840,278
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		823,536
営 業 利 益		16,741
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	84,134	
助 成 金 収 入	66,002	
そ の 他	10,996	161,133
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	91,629	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	3,996	
そ の 他	1,910	97,537
経 常 利 益		80,337
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	3,064	3,064
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	22,852	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	208,639	
減 損 損 失	3,979	235,471
税 引 前 当 期 純 損 失		152,069
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	15,197	
法 人 税 等 調 整 額	285,374	300,571
当 期 純 損 失		452,641

(注) 千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

招 集 こ 通 知

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告

株 主 総 会 参 考 書 類

株主資本等変動計算書

(2020年 4 月 1 日から
2021年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 計 合
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
		資 本 準 備 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 (注)						
当 期 首 残 高	1,950,000	805,369	310,800	3,343,853	△7,062	6,402,960	122,899	8,541,021	8,663,920	15,066,881
当 期 変 動 額										
剰 余 金 の 配 当				△80,927		△80,927				△80,927
当 期 純 損 失 (△)				△452,641		△452,641				△452,641
土地再評価差額金の取崩				2,930		2,930				2,930
自 己 株 式 の 取 得					△46	△46				△46
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							441,631	△2,930	438,700	438,700
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	△530,638	△46	△530,685	441,631	△2,930	438,700	△91,984
当 期 末 残 高	1,950,000	805,369	310,800	2,813,214	△7,108	5,872,275	564,530	8,538,091	9,102,621	14,974,897

(注) その他利益剰余金の内訳

	不 動 産 圧 縮 金 積 立	固 定 資 産 圧 縮 金 積 立	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 金 剰 余	そ の 他 利 益 金 剰 余 合 計
当 期 首 残 高	6,606	847,306	800,000	1,689,940	3,343,853
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当				△80,927	△80,927
当 期 純 損 失 (△)				△452,641	△452,641
土地再評価差額金の取崩				2,930	2,930
固定資産圧縮積立金の取崩		△12,644		12,644	-
当 期 変 動 額 合 計	-	△12,644	-	△517,993	△530,638
当 期 末 残 高	6,606	834,661	800,000	1,171,946	2,813,214

(注) 千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

株式会社リンコーコーポレーション
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
新 潟 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 善 方 正 義 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大 島 伸 一 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社リンコーコーポレーションの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リンコーコーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

招集
ご通知

事業
報告

連結
計算
書類

計
算
書
類

監
査
報
告

株
主
総
会
参
考
書
類

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

株式会社リンコーコーポレーション
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
新 潟 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 善 方 正 義 ⑩
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 大 島 伸 一 ⑩
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社リンコーコーポレーションの2020年4月1日から2021年3月31日までの第160期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

招集
ご通知

事業
報告

連結
計算書類

計算
書類

監査
報告

株主
総会参考書類

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第160期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

招集
通知

事業
報告

連結
計算
書類

計算
書類

監査
報告

株主
総会
参考
書類

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月25日

株式会社リンコーコーポレーション
監 査 役 会

常任監査役(常勤) 山 下 和 男 ⑩

社外監査役(常勤) 奥 村 一 郎 ⑩

社外監査役(非常勤) 河 部 香 ⑩

社外監査役(非常勤) 伊 藤 敬 幹 ⑩

以 上

株主総会参考書類

議案 取締役1名選任の件

取締役 堀 敦夫氏は、本総会終結の時をもって辞任いたしますので、前任者の補欠として取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠として選任される取締役1名の任期は、前任者の残任期間（第161期に関する定時株主総会終結の時まで）といたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数 (百株)
<社外取締役候補者> しまだふみお 島田文男 (1966年12月7日生) 【新任】	1990年4月 川崎製鉄株式会社(現 J F E スチール株式会社) 入社 2016年4月 J F E スチール株式会社缶用鋼板営業部長 2018年4月 同社理事(現職)、缶用鋼板営業部長 2021年3月 エヌケーケーシームレス鋼管株式会社 取締役(現職) 2021年4月 J F E スチール株式会社関連企業部長(現職)	—
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 島田文男氏は、現在、J F E スチール株式会社において、理事、関連企業部長として、また、エヌケーケーシームレス鋼管株式会社において、取締役としてご活躍されております。同氏の専門知識と幅広い経験は、当社にとって大変貴重なものであり、その深い知識と幅広い経験を当社の経営に活かしていただけると判断し、新たに社外取締役に選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は、同氏の豊富な知識と経験を活かし、当社の経営に客観的かつ中立的立場で関与いただく予定です。		

- (注) 1. 島田文男氏と当社との間に特別な利害関係はありません。
2. 島田文男氏が取締役に選任された場合、会社法第427条第1項に基づき、当社は同氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額に限定する契約を締結する予定であります。
3. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険により被保険者が職務の執行に関し責任を負うことなどによって負担することになる損害賠償金、訴訟費用等の損害を填補することとしております。島田文男氏が取締役に選任された場合当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

招集と通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株主総会会場ご案内図

会 場 新潟市中央区万代五丁目11番20号
ANAクラウンプラザホテル新潟
2階 芙蓉の間
TEL. 025-245-3331

会場付近略図

